

議第112号

呉市グループホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について
呉市グループホーム設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市グループホーム設置条例等の一部を改正する条例

(呉市グループホーム設置条例の一部改正)

第1条 呉市グループホーム設置条例(平成17年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2号中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

(呉市総合ケアセンターさざなみ条例の一部改正)

第2条 呉市総合ケアセンターさざなみ条例(平成17年呉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同条第4号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改め、同条第5号中「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改め、同条第6号イ中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同号ウ中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改める。

(呉市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第3条 呉市高齢者生活福祉センター条例(平成17年呉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項第3号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

(呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例(平成27年呉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出する。